

富士市事前都市復興計画策定に係る「第3回市民懇話会」 議事録

■開催日等

- ・日時：平成27年3月19日（木） 16:00～17:30
- ・場所：富士市役所 8階 政策会議室

■出席者

- ・学識経験者 池田 浩敬 (常葉大学 社会環境学部 教授)
- ・各種関係団体の代表者 杉山 るみ (富士市建築士会 会長)
- ・ " 清水 和広 (富士商工会議所 事務局長)
- ・ " 松野 俊一 (富士市町内会連合会 副会長)
- ・ " 池野 裕介 (静岡県土地家屋調査士会富士支部 理事)
- ・ " 遠藤 典生 (富士市建設業組合 副組合長)
- ・ " 渡邊 雅子 (富士市地域防災指導員会 副会長)
- ・ " 竹村 健二 (富士市NPO協議会 監事)
- ・ " 赤堀 美枝子 (女性ネットワーク富士 副会長)
- ・市民代表者 齊藤 貴宣 (市民公募)
- ・ " 眞山 美知代 (市民公募)
- ・関係行政機関の職員 日野原 武 (静岡県都市計画課施設計画班 班長)
- ・ " 黒田 健嗣 (静岡県危機政策課危機専門監)

※静岡県はオブザーバーとしての参画

■事務局

- ・都市整備部都市計画課 榊原課長、中田統括主幹、野毛主幹、道倉上席主事
- ・総務部防災危機管理課 笠井統括主幹、佐野主幹
- ・昭和株式会社 都市調査室 上坂、石田
企画室 立山
静岡支社 岡井

■次第

- 1 開会
- 2 議事 「復興ビジョン編（素案）について」
- 3 その他
- 4 閉会

■配布資料

- ・ 次第
- ・ 富士市事前都市復興計画－復興ビジョン編－（素案）
- ・ 参考資料1：復興地区区分の設定イメージ
- ・ 参考資料2：第2回市民懇話会の意見に対する対応について
- ・ 参考資料3：富士市地域防災計画の概要について

■議事録

1 開会

都市計画課 中田統括主幹

定刻となりましたが、竹村委員より、遅れるとのご連絡がありましたので、ただ今より富士市事前都市復興計画策定に係る第3回市民懇話会を開催いたします。

本日は、ご多忙の中、ご出席いただきまして、誠に有難うございます。

本会議の事務局を務めます、都市計画課の中田と申します。よろしくお願ひいたします。

はじめに、資料の確認をお願いいたします。本日の資料は全て、事前に配布しております、次第、富士市事前都市復興計画ー復興ビジョン編ー（素案）、参考資料1として、復興地区区分の設定イメージ、参考資料2として、第2回市民懇話会の意見に対する対応について、参考資料3として、富士市地域防災計画の概要についての5つでございます。不足のある方がいらっしゃいましたら、お知らせいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

2 議事

都市計画課 中田統括主幹

それでは、次第に沿いまして、ここからは議事に入りますので、座長の池田先生に進行の方をよろしくお願ひいたします。

座長（池田委員）

それでは、次第に沿って進行させていただきます。本日は何時までを予定しているのでしょうか。

都市計画課 野毛主幹

5時15分までと考えております。

座長（池田委員）

あまり時間がないですね。本年度最後の会議ですので、是非議論していただきたいところですが、あまり時間がないようですので、まずは復興ビジョン編（素案）について事務局よりご説明を、なるべく簡潔にお願ひ致します。

(1) 復興ビジョン編（素案）について

都市計画課 道倉上席主事

事務局を務めます都市計画課の道倉です。宜しくお願ひいたします。

それでは、本日の議事であります「復興ビジョン編の素案について」ご説明させていただきます。

説明は、事前にお渡ししておりますA4冊子で、表題が「富士市事前都市復興計画―復興ビジョン編―（素案）」と記載されておりますこちらの資料を使ってご説明させていただきます。また後ほど、参考資料1の「復興地区区分の設定イメージ」も使用いたしますので、お手元にご用意くださいますようお願いいたします。事前にお配りしております、参考資料2の「第2回市民懇話会の意見に対する対応について」と、参考資料3の「富士市地域防災計画の概要について」は、説明を省略させていただきますので、ご了承ください。

ここからは、座って失礼いたします。

表紙を1枚めくっていただき、目次をご覧ください。

復興ビジョン編といたしましては、まず、はじめにから始まり、1事前都市復興計画の構成、2富士市の現状等、3復興まちづくりの課題、4復興まちづくりの基本理念、5復興まちづくりの目標及び基本方針という形でまとめております。

前回の第2回市民懇話会資料と一部重複している部分もございますので、その部分の説明は割愛させていただきます。

1枚めくっていただき、1ページをご覧ください。

はじめにということで、富士市事前都市復興計画とは、ということと、計画策定の背景について、このページでは記載しております。

(2)の計画策定の背景といたしましては、様々なものがありますが、ここでは主なものとして、南海トラフを震源とする巨大地震への危機感や、安全安心なまちづくりを望む市民の声、東日本大震災の被災自治体における復興の遅れを挙げております。

2ページをご覧ください。

(3)計画の役割としては、こちらも様々な役割ございますが、その中で主なものとして、市民・事業者・行政の考えを反映した復興計画の早期策定につなげるということと、富士市のまちづくりの方向性を示した都市計画マスタープランに即した復興まちづくりを基本的には被災後においても推進するという2点でまとめています。

補足となりますが、本計画では、基本的に移転等により新たな市街地等をゼロから作るのではなく、現地復興、すなわち復興の過程においても、現在のまちづくりを基本的には踏襲していきたいと考えております。しかし被災により大きなダメージを受け、まちづくりについても大きく後退することが想定されますので、復興まちづくりの目標や方針等については、本計画において示していく必要があります。

(4)計画の位置づけとしては、まちづくりの方向性等について定めた「富士市都

市計画マスタープラン」と防災対策等について定めた「富士市地域防災計画」を上位計画とし、関連する計画と整合、連携を図るとともに、発災後策定する復興まちづくりに関する総合的な計画である復興計画については、本計画を踏襲するとしています。

3 ページをご覧ください。

(5) 都市計画マスタープランの概要でございます。

ここでは、都市計画マスタープランで掲げているまちづくりの方向性や基本理念、骨格形成の考え方の他、都市防災の基本方針について記載しております。都市防災の基本方針では、事前復興を通じた市民・事業者・行政の意識の共有化を図ることを定めており、本計画の策定もその取組の一つでございます。

4 ページをご覧ください。

こちらは静岡県が発表した第4次地震被害想定における本市の被害状況をまとめたものです。人的被害や建物被害の他、避難生活者数やライフラインの機能支障率等についても記載しております。

5 ページをご覧ください。

1 事前都市復興計画の構成です。この部分につきましては、前回もお示ししておりますので、割愛させていただきます。

6 ページをご覧ください。

2 富士市の現状等でございます。この部分は前回資料から大きく変更し、富士市の現状や復興に対する問題点等について、掘り下げて記載しております。

(1) 富士市を取り巻く社会経済情勢ですが、人口につきましては、既に減少に転じているとともに高齢化も進んでおり、今後、本格的な人口減少・超高齢化社会の到来が現実のものとなってきています。

次に産業につきましては、本市は主に製紙工業で栄えた都市でございましたが、最近では工場の移転や生産縮小等により、製造品出荷額が減少しているとともに、商業につきましても、富士駅や吉原中央駅周辺の商店街が衰退するなど、産業活力の低下が顕著に現れています。

7 ページをご覧ください。

次に財政につきましては、産業活力の低下等により歳入が落ち込む中、高齢化の進行に伴う社会保障費や、施設の老朽化による維持費は年々増加しているため、新たな公共施設の整備等につきましては非常に厳しい状況となっております。

次に(2)市街地の現状についてですが、市街地の形態といたしまして、都市計画

図を記載しておりますが、合併等により、本市は富士駅周辺及び吉原中央駅周辺の2箇所の中心市街地を抱えております。また、港周辺や東部地域において工業系の市街地を形成しているほか、住宅地において住工が混在しております。

次に、教育・医療・福祉施設の分布状況につきましては、記載のとおりでございます。

8ページをご覧ください。

都市計画道路、面的開発整備状況についてですが、こちらは前回の資料でもお示ししておりますので、説明は割愛させていただきます。

次に液状化、津波浸水被害の想定についてですが、こちらも前回の資料でお示ししておりますが、本市では、緑色で示した田子の浦港周辺において津波による浸水被害が想定されているほか、東部地域の広い範囲において、昔は沼地であったことなどから、液状化被害が想定されています。

なお、前回の懇話会において、液状化被害の事例等についてのご意見をいただいておりますので、8ページの下段に記載しております。

9ページをご覧ください。

こちらも前回の資料でお示ししております旧耐震基準建築物と狭あい道路の整備状況を示したものと、その2つについて重ね合わせ、ランク付けしたものでございます。こちらの説明は割愛させていただきます。

10ページをご覧ください。

こちらは本市の被害特性のまとめとして、先ほどランク付けしたものと、液状化・津波浸水被害を重ね合わせたものでございます。

本市の被害特性としては、田子の浦港周辺における津波浸水被害のほか、東部地域の広い範囲における液状化被害や、根方線や大月線周辺における建物倒壊や狭あい道路の閉塞が挙げられます。

11ページをご覧ください。

(3) 将来都市構造についてですが、都市計画マスタープランにおける将来都市構造として、集約連携型のまちづくりの考え方を基に、概ね20年後の都市の姿として「将来のまちの骨格図」を示しており、都市機能の配置や連携等について、拠点と軸というものを定めております。

こちらも前回の資料でお示ししておりますが、拠点については都市機能を集約する地域であり、軸はそれら拠点等を結ぶ道路・交通体系を示していることから、このような地域は復興まちづくりを進める上でも重要な地域となります。

12 ページをご覧ください。

将来都市構造を見据えた発災時における市街地への影響として、拠点と被害特性を重ね合わせたものと、軸と都市計画道路未整備区間を重ね合わせたものでございます。

まず、拠点においては、本市の賑わいの中心地となる吉原中央駅・吉原本町駅周辺の都市生活交流拠点において、建物倒壊等の被害が想定されているほか、その他の拠点においても、一部面的な被害が想定されています。

また軸につきましても、軸と位置づけられている都市計画道路についても、一部未整備区間が存在しており、復興まちづくりを進めるうえで、大きな影響を及ぼす恐れがあります。

13 ページをご覧ください。

(4) 震災の教訓についてですが、阪神大震災や中越地震、東日本大震災等における復興の様々な問題点等について、本市でも想定しうる主なものについて、市街地の復興、住環境の復興、産業の復興、復興の体制から整理しました。

市街地の復興としては、主に東日本大震災についてですが、地籍調査未完了に伴う復興事業の遅れや移転用地の確保・移転先の合意形成、人手不足・資材の高騰に伴う入札の工事の不調などの問題が生じています。

住環境の復興としては、仮設住宅等の入居に伴う地域コミュニティの崩壊や、医療サービス等の低下に伴う持病の悪化、更に 14 ページですが、避難所の長期化に伴う教育環境の悪化などの問題が生じています。

産業の復興としては、高齢化や再建資金の捻出が困難なことに伴う農林漁業の生産縮小や廃止、仮設商店街建設のための用地確保等に伴う合意形成、工場や事業所、更にはそこで働く労働者の流失等の問題が生じています。

復興の体制としては、正確な情報伝達が行われないなど、行政・住民双方の混乱や、行政主導により復興計画策定により住民の意向を反映しきれなかったこと、行政内及び行政間の連携不足等の問題が生じています。

繰り返しとなりますが、これらの教訓については、本市の復興まちづくりを考える上でも、問題として想定しうることでございます。

15 ページをご覧ください。

(5) 市民の意識についてですが、こちらは前回の資料でも説明しておりますので、16 ページも含めて、割愛させていただきます。

17 ページをご覧ください。

(6) 現況の総括整理として、今説明した内容 17 ページから 19 ページにかけてま

とめたものでございます。こちらにつきましても、内容が重複いたしますので説明は割愛させていただきます。

20 ページをご覧ください。

3 復興まちづくり課題として、今説明いたしました本市の現状から、復興まちづくりの課題を市街地の復興、住環境の復興、産業の復興、復興の体制から整理しています。

前回の市民懇話会では、課題を掘り下げたほうが良いとのご指摘を頂いておりますが、本計画では、先ほど説明したように、本市の現状を掘り下げ、そこからの課題をまとめ、課題の内容について説明文を入れております。

課題をあまり細かくしますと、課題を解決するための目標や方針が更に細かくなってしまい、復興まちづくりの方向性を示す復興ビジョン編の本来の目的にそぐわないことや、実際の災害発生時に使いづらい計画となることが危惧されるため、このような形とさせていただきました。

市街地の復興に係る課題といたしましては、被災状況等を踏まえた持続可能な市街地の形成とし、説明としては、被害状況や市街地の特性は地域によって異なるため、復興まちづくりを進めるにあたり、被災状況等を踏まえた上で、今後の社会経済情勢や財政状況に配慮しつつ、将来にわたり持続可能な市街地の形成を図る必要がある、としています。

次に住環境の復興に係る課題といたしましては、安心して暮らせる住環境整備とし、説明としては、一刻も早く安定した生活を送れるよう、仮設住宅の整備や住宅の再建を進めるとともに、市民の暮らしを支える各種機能を回復し、良好な住環境を整える必要がある、としています。また、避難所から仮設住宅や公営住宅へと移る過程においても、地域コミュニティが維持できるよう配慮する必要がある、としています。

21 ページをご覧ください。

産業の復興に係る課題といたしましては、産業活動の停滞からの早期回復とし、説明としては、設備の損壊や浸水等により産業活動が一時停滞した後、迅速な復興ができない場合は、廃業や市外への転出等につながってしまうことが懸念されるため、事業者との連携による迅速な復興により、産業活動を早期に回復させる必要がある、としています。

次に復興の体制に係る課題といたしましては、市民・事業者・行政の協働による復興とし、説明としては、復興まちづくりを円滑に進めるためには、市民・事業者との相互協力や行政間での連携が不可欠であるため、市民・事業者・行政の協働による復興を進めると共に、行政内・行政間の連携を強化する必要があるとしています。

そして、富士市が復興するためにはということで、市街地の復興、住環境の復興、産業の復興の課題をそれぞれ解決することは重要ですが、すべてが密接に係っており、連携して復興をすすめることが最も重要である事から、まちや道路が整備（市街地の復興）され、安心して暮らせる住まい（住環境の復興）があり、働く場所の確保（産業の復興）ができなければ、被災者の生活再建はありえないとし、市民・事業者・行政が協働し、各種復興が連携して復興を推進することが必要、としています。

22 ページをご覧ください。

4 復興まちづくりの基本理念でございます。前回もご説明しておりますが、基本理念とは復興まちづくりの根本的な考え方となるもので、課題等を踏まえ設定します。

基本理念自体は変更しておりませんが、設定に当たっては、先ほど説明した課題のほか、都市計画マスタープランの基本理念を踏襲するとともに、新たに3つの視点を設けています。

視点の1つ目としては、持続可能なまちづくりです。

復興まちづくりにおいても人口減少や超高齢社会の到来を踏まえ、人口が減少しても都市の健全性や暮らしの質が低下しないよう「持続可能なまちづくり」を目指す必要があります。

視点の2つ目としては、市民・事業者が安心して生活・操業できる場の確保です。

復興を進めるためには、まずは市民が安心して生活でき、事業者が継続的に操業できる場を確保する必要があります。

視点の3つ目としては市民・事業者・行政の協働によるまちづくりです。

復興まちづくりを着実に進めていくためには、市民・事業者・行政が力を合わせて進めていくことが必要となります。

以上の3つの視点と都市計画マスタープランの基本理念である「富士山のふもと、誰もが住みたい・住みたいと思えるまちづくり」を踏まえ、復興まちづくりの基本理念として、「災害発生後も住み続けたいと思えるまちづくり」としています。

23 ページをご覧ください。

復興まちづくりの目標及び基本方針でございます。

前回の資料では、目標を一つ設定した後、各課題を解決するため、市街地の復興、住環境の復興、産業の復興、復興の体制の大きな基本方針とそれにぶら下がる小さな基本方針を記載しておりましたが、非常に分かりづらいとのご指摘をいただきましたので、今回の資料からは、各種復興について、それぞれ目標を設け、その目標を達成するために必要な基本方針をそれぞれ設定しております。また、後ほど説明いたしますが、各種復興の基本方針に基づき、想定される取組も示しております。

それでは（１）市街地の復興についてですが、まず、目標といたしましては、災害に強い、安全・安心な市街地の早期形成とし、被害の特性や都市計画マスタープランにおける位置づけ等を踏まえながら、地域の状況に応じた市街地整備により、災害に強い、安全・安心な市街地の早期形成を実現するとしています。

目標達成のための基本方針については、４つ設定し、１つ目の方針は、災害に強い市街地整備とし、建物の密集や狭あい道路の解消を推進するとともに、まちづくりルール等の導入により柵等の構造を制限するなど、ハード・ソフトの両面から災害に強い市街地の整備を推進するとしています。

２つ目の方針としては、段階的な市街地復興とし、市民の意向や社会経済情勢に応じて、本格復興を見据えた時限的市街地の形成を図るなど、段階的に市街地の復興を推進しますとしています。

３つ目の方針としては、まちの骨格となる都市計画道路の整備とし、都市計画道路の整備を推進するとともに、被災状況等に応じて、道路網計画の再構築を検討するとしています。

４つ目も方針としては、復興地区区分に応じた市街地整備とし、集約連携型のまちづくりを展開するため、都市計画マスタープランにおける地域の位置づけや被害状況等から復興地区区分を設定し、市街地特性等に応じた整備を推進するとしています。

24 ページをご覧ください。

こちらでは４つ目の方針の復興地区区分について補足の説明をしています。

復興地区区分の必要性と考え方について記載しておりますが、下の復興地区区分の考え方について先にご説明させていただきます。

復興地区区分につきましては、被災した全ての地域の復興まちづくりを画一的に推進する事が難しいため、市街地の特性や実際の被害状況に応じて、まちづくりの主体性や手法が異なる３つの区分に設定いたします。

その３つが、復興重点地区、復興推進地区、復興促進地区でございます。

復興重点地区とは、都市機能の集約を目指す地区の中で主に大きな被害を受けた地区等で、都市活動等を担う市街地として、再開発事業等の面的整備を図るなど、行政が主体となって重点的に復興を推進する地区でございます。

次に復興推進地区というのは、復興重点地区と同様に都市機能の集約を目指す地区の中で相当規模の被害を受けた地区や市街化区域内において大きな被害を受けた地区等で、都市基盤の整備やまちづくりルール等を導入し、住民・事業者・行政の協働により復興を推進する地区でございます。

次に復興促進地区というのは、市街化区域内において、被害が散在した地域や、市

街化調整区域内で大きな被害を受けた地区等で、都市基盤の改善を図るとともに、地区計画の導入など、住民・事業者が主体となり、行政がそれを支援することで復興を促進する地区でございます。

なお、復興地区区分に当てはまらない地域につきましても、都市基盤の復旧と併せて、個別再建の支援を行い、復興を促進します。

25 ページをご覧ください。

参考として復興地区区分を例えるとありますが、こちらは池田先生からご教授いただいた例えを拝借させていただいたものですが、復興重点地区につきましては、区画整理事業等により、面的な市街地整備を推進するという一方で、言い換えれば、大掛かりな外科手術を行うようなこととなり、その分、時間や費用、人手もかかることとなります。復興推進地区につきましては、ソフトとハード施策の両面から、総合的な市街地整備を推進するものであり、言い換えますと、入院治療を行うようなものであり、外科手術と比べますと少なくなりますが、それでも時間や費用が必要となります。一方、復興促進地区は、主にソフト施策等により、住環境等の復興を図るもので、言い換えますと、健康指導や生活改善など、時間も費用もあまりかけずに復興を進めるような地区となります。

復興地区区分の設定手法や、具体的に富士市のどこがそのような地区になる可能性があるのかについては、ビジョン編の素案について、全て説明した後に補足の説明をさせていただきます。

前後いたしますが、24 ページに戻っていただき、復興地区区分の必要性についてですが、大きく分けて2つあり、まず一つ目は、地域の実情に沿った市街地整備の推進ということで、画一的に市街地を整備するのではなく、地域の実情や市民意向に沿った市街地整備を図るため区分をすること、そしてもう一つとして、市街地の早期整備の推進として、市街地の特性や被害状況に応じて地区区分を設定することにより、時間とお金を必要な地域に適切に配分することができ、市街地の早期整備の推進につながるためということです。

このような理由により、先ほど説明したように、復興地区区分を設定します。

25 ページの下段をご覧ください。

市街地の復興で想定される方針ごとの主な取組ですが、災害に強い市街地整備としては、震災復興再開発事業や土地区画整理事業、延焼遮断帯となる道路・公園等の整備、まちづくりルールの導入によるブロック塀設置の制限などがあります。段階的な市街地復興としては、建築制限地域の指定や仮設住宅・仮設店舗の整備といった時限的な市街地の形成があります。まちの骨格となる都市計画道路の整備としては、都市計

画道路の整備のほか、道路網の再構築などがあります。復興地区区分に応じた市街地整備としては、復興地区区分に応じた事業の推進や地区計画制度による街並み誘導などがあります。

26 ページをご覧ください。

(2) 住環境の復興について、まず目標といたしましては、地域のつながりに配慮した住まいの確保等、良好な住環境の形成とし、安定した暮らしを早期に取り戻せるよう、地域のつながりに配慮した居住の場を確保するとともに、ライフラインや医療・福祉等の機能の早期確保を図り、良好な住環境の形成を実現するとしています。

次に目標達成のための基本方針ですが、1つ目の方針として、地域コミュニティに配慮した仮設住宅・復興公営住宅の整備とし、被災者が安心して暮らせるよう、地域コミュニティの継続性に配慮して仮設住宅や復興公営住宅の整備や確保を図ると共に、一定のコミュニティ単位が継続して入居できる仕組みを取り入れるとします。

2つ目の方針としては、住宅再建支援の充実とし、住宅の建て替え等に関する相談窓口を設置するとともに、被害状況や財政状況に応じた住宅再建支援を推進するとしています。

3つ目の方針としては、ライフラインの早期確保とし、電気・水道等の各事業者と連携し、ライフラインの早期確保に努めるとともに、設備の防災対策の強化を図るとしています。

4つ目の方針としては、医療・保健・福祉機能の維持及び教育機能の早期回復とし、被災した医療・保健・福祉事業者の支援策を検討するとともに健康相談窓口の設置等、サービスの質の維持に努めるとします。また、児童・生徒が安心して学べる場の確保を図り、関係機関との連携により教育の質を維持できるよう努めるとします。

27 ページをご覧ください。

住環境の復興で想定される方針ごとの主な取組ですが、地域コミュニティに配慮した仮設住宅・復興公営住宅の整備としては、託児所や介護施設等が一体となった仮設住宅・復興公営住宅の整備や同じく集会場等が併設した仮設住宅等の整備、民間賃貸住宅の借り上げと供給、地域コミュニティを尊重した入居方式の導入などが考えられます。

住宅再建支援の充実としては、相談会の実施のほか、支援金の給付や融資に対する利子補給、私有地のガレキの撤去などが考えられます。

ライフラインの早期確保としては、被災状況の把握と市民への情報提供、上下水道設備の耐震化、液状化対策の実施、ライフライン事業者との調整などが考えられます。

医療・保健・福祉機能の維持及び教育機能の早期回復としては、健康相談窓口の設置及び巡回保健指導の実施、医療・保健・福祉施設への外出支援、被災児童への個別

カウンセリングの実施及び教育復興加配教員の配置などが考えられます。

28 ページをご覧ください。

(3) 産業の復興についてですが、まず目標としては、事業者の事業継続及び産業活動の早期再開とし、事業用地や流通ルートとなる都市基盤の復旧と併せて、第一次産業から第三次産業までの操業再開にむけた支援制度の構築を図り、事業者の事業継続及び産業活動の早期再開を実現するとします。

次に、目標達成のための基本方針ですが1つ目の方針として、産業拠点機能の早期回復とし、産業基盤となる道路やライフラインの整備を推進し、機能の回復に努めるとしています。

2つ目の方針としては、工場等における事業継続の促進とし、工場・事業所等においては、設備の早期復旧や工場等の再建のために、国及び県等との連携を含め、事業者の実情を踏まえた支援策を検討するとしています。

3つ目の方針としては、商業活動の継続性の確保とし、市民が生活必需品を確保できる環境を確保するため、仮設店舗等の場作りや事業者との連携を図り、商業活動が維持できる環境整備を推進するとしています。

4つ目の方針としては、農林漁業等の早期再建として、農道や漁港等の整備を進め、早期の回復を図るとしています。また、従事者の意向を踏まえ、必要な支援策を検討・実施するとしています。

29 ページをご覧ください。

産業の復興で想定される方針ごとの主な取組ですが、産業拠点の早期回復としては、産業基盤である道路・ライフライン等の整備などが考えられます。

工場等における事業継続の促進としては、共同仮設工場との用地の確保や建設の支援、災害特別融資制度等による金融支援、合同就職相談会の実施による雇用の確保などが考えられます。

商業活動の継続性の確保としては、仮設商店街の用地の確保や建設支援、金融支援、来街者のための仮設駐車場、公共交通の整備などが考えられます。

農林漁業等の早期再建としては、農道等の整備、金融支援、農地等における堆積物の除去及び液状化対策の実施、農産物・水産物のブランド化と販売促進などが考えられます。

30 ページをご覧ください。

最後となりますが、(4) 復興の体制等について、まず目標ですが、市民・事業者・行政の協働による復興まちづくり体制の構築、とし、復興に対する市民や事業者の不安を解消し、関係者の合意形成に基づく復興まちづくりを円滑に進めていくため、情

報共有を図りながら、市民・事業者の意向を反映した計画づくりや取組を実践できる体制を構築するとします。

次に目標達成のための基本方針ですが、1つ目の方針として、協働による復興計画の策定及びきめ細かな情報発信とし、本計画を踏まえながら市民・事業者との協働による復興計画を早期に策定するとともに、復興事業計画や復興事業の実施など、各段階においてきめ細かく情報発信・意向把握等に努めるとしています。

2つ目の方針としては、人材確保及び復興まちづくり組織の設置促進とし、他自治体への支援要請を含めて行政職員やコンサルタント、有識者等の人材確保に努めるとともに、ボランティアやNPOなどとの連携態勢を整えるとしています。

また、協働で復興を進める上で議論・調整を行う場として、復興まちづくり協議会等の設置を促進するとしています。

3つ目の方針としては、復興の進め方及び役割の明確化として、復興までの全体像や段階ごとの進め方、市民・事業者・行政が担う役割を明確にし、共有するとしています。

4つ目の方針としては、行政内及び行政間の連携強化とし、行政においては、復興の取組を円滑に進められるよう庁内体制を構築するとともに、国や県との連携強化を図るとします。

31 ページをご覧ください。

復興の体制で想定される方針ごとの主な取組ですが、協働による復興計画の策定及び決め細かな情報発信としては、計画策定に係る市民懇話会の設置や住民説明会の実施、広報誌の発行、住民意向調査等の実施などが考えられます。

人材確保及び復興まちづくり組織の設置としては、復興まちづくり組織の設置やコーディネーターの派遣、復興まちづくりリーダーとなる人材の育成、有識者やNPOなどの中間支援組織との連携などが考えられます。

復興の進め方及び役割の明確化としては、復興プロセスの周知のためのチラシ等の配布、各段階における住民説明会等の実施、相談窓口の設置などが考えられます。

行政内及び行政間の連携強化としては、震災復興本部の設置や国・県職員等の派遣要請などが考えられます。

以上が復興ビジョンの素案でございますが、今回はお示ししておりませんが、富士市全域における取組のイメージ図について、絵でみてわかるようなイラストを最後のページに記載する予定でございます。

また、想定される取組の時系列など詳細な取組事項につきましては、次年度以降に策定していきます、復興プロセス編で示していく予定でございます。

それでは、市街地の復興でお示した復興地区区分について、設定イメージについて簡単にご説明させていただきます。

A 4 冊子で、右上に参考資料 1 と書いてあります復興地区区分の設定イメージの資料をご覧ください。

まず改めてですが、この復興地区区分はあくまで市街地の復興にのみ適用するものであり、住環境や産業の復興では特に適用するものではありません。

それでは 1 の設定手法についてですが、復興ビジョン編の中でもご説明したとおり、復興まちづくりにおいても都市計画マスタープランに即すこととしており、都市計画マスタープランの将来都市構造におけるエリア及び拠点の位置づけや、実際の被害状況から市街地復興の重要度を評価し、それらを重ね合わせることで、復興地区区分を設定します。

下の図は先ほどもお示しいたしました、都市計画マスタープランにおける将来都市構造を示した将来のまちの骨格図でございます。

2 ページをご覧ください。

2 エリアによる評価ですが、まず、土地利用の最も基本的な考え方であるエリアの位置づけから、市街地復興の重要度評価し、数値化します。

青色で示しました保全のエリアにつきましては、あらゆる自然環境を保全していく地域となりますので、市街地復興の重要性は評価外としております。

薄い緑色で示した保全と共生のエリアにつきましては、無秩序な開発や土地利用転換を抑制する地域となりますので、市街地復興の重要性は低いとしています。

次に濃い黄緑色で示しました共生の地域につきましては、自然的土地利用と都市的土地利用の調和・共存を図る地域となっており、エリアの中でも市街化を推進する市街化区域と市街化を抑制する調整区域とありますので、重要性の評価をしています。

最後に都市活動のエリアにつきましては、良好な市街地環境の創出を図る地域となりますので、市街地復興の重要性は高いとしております。

なお、それぞれの評価を基に、点数付けをしております。

3 ページをご覧ください。

3 拠点による評価として、都市機能の集約配置の考え方を示した拠点の位置づけから、市街地の復興の重要度を評価し、数値化をしています。

都市機能を集約する拠点ですので、市街地復興の重要性は全て高いのですが、青色で示した産業の中心地である産業拠点、オレンジ色で示した日常生活に必要な都市機能の集約を図る地域生活拠点、ピンク色の線で示した商業機能や居住機能の連続性

を確保するまちなかにつきましては、重要性を高いとし、赤色で示した本市の賑わいの中心地となり都市の中核機能を集約する都市生活・交流拠点では、重要性を非常に高いとしています。

4 ページをご覧ください。

4 被害状況による評価ですが、実際の被害状況から、表のとおり復興の重要性を評価します。なお、被害状況の分類方法は復興マニュアル編で定めていきたいと考えております。

次に5市街地復興の重要度の評価と復興地区区分についてですが、今説明いたしました、エリアと拠点の位置づけと被害の状況の数値を全て掛け合わせるにより市街地復興の重要度を数値として算出しています。

そして重要度が2を超えて3.5以下の地区を復興促進地区、3.5を超えて5以下の地区を推進地区、5を超える地区を復興重点地区とします。

5 ページをご覧ください。

こちらが、富士市全域が被害大と仮定した場合の復興地区区分図でございます。

赤色が復興重点地区、黄色が復興推進地区、青色が復興促進地区で、着色がないのがその他の地区となっています。こちらの図は、あくまで被害が大きかった場合を想定していきまして、実際の被害状況と合わせて、変更していくものとなります。

以上が復興地区区分の設定イメージとなります。

なおこの設定手法等については、復興マニュアル編若しくは資料集という形で位置づけたいと思っております。

長くなりましたが、本日の議題であります「復興ビジョン編の素案について」の事務局からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

座長（池田委員）

有難うございます。既に全体時間の半分以上が過ぎてしまいましたが、ご意見を伺いたいと思います。場所を区切って、ということもあるのですが、順番に思いつくとも限りませんので、どこからでも、何か言いたいもしくは聞きたい、分からないので教えてください、ということでもよいのです、気が付いた点について、何かいかがでしょうか。

池野委員

事務局からの説明で、点数評価をして重点地区を決めるということが、全体的にわ

かりやすかったのですが、計算方法について、何か定まった手法があるのか、統計的なデータがあるものなのか。これは独自に算出したデータで、このために作った数字なのか、こういったものが一般的にあるのかについてお聞きしたい。

都市計画課 道倉上席主事

この数値につきましては、特段統計的な何かがあるわけではなく、事務局で独自に点数づけをさせていただいたものです。

都市計画課 野毛主幹

ある意味、国や県から、こういった指針のようなものがあれば、ある程度それに基づいて設定することができたのですが、そういったものがありませんでしたので、独自に設定することになりました。

池野委員

逆に国や県で定まった手法ですと、市の独自性がどこまで現れるのか、という点もあると思います。

座長（池田委員）

ですので、逆に言えば、この数字はおかしいのではないか、市民感覚とあっていない、ここはもっと大きい数字になるのでは、といった意見があつて然るべきだと思います。

杉山委員

25 ページの取り組みについての中に、「まちづくりルール」や、「地区計画制度」という言葉があるのですが、これはどういうものなのか。

都市計画課 道倉上席主事

まちづくりルールは、地区の住民の方々が決めてつくるようなルールです。地区計画につきましても、用途地域で一般的に規制をかけているものに、さらに上乗せして規制をかけるものです。例えば、ここにはボーリング場はつくってほしくないので、ボーリング場はだめですよ、とか、高さが、用途地域では 20m で規制されているものを、10m にします、とか、そういった地区独自のルールでございます。

杉山委員

地区というのは町内会単位ですか。

都市計画課 道倉上席主事

地区は町内でもよいですし、決まりは特にございません。

都市計画課 野毛主幹

地権者の合意形成が必要となりますので、なかなか合意が得られないものを行政が勝手に地区設定をすることはできませんので、地区の中でそういった合意が得られれば、その地区を設定していくようなイメージです。

座長（池田委員）

土地区画整理事業や再開発事業とともに地区計画はかけていくことが多いため、イメージとしてはそのくらいのエリアとなります。

杉山委員

それと併せてまちづくりルールもあるということですか。

座長（池田委員）

地区計画は都市計画なので、法的にしばられるものなので、かちつとしたものです。ちゃんと合意をして、という流れとなります。建築協定の方がもっと軽いものになります。あるいは建築協定の中でデザインコードのようなものを決めることもありましたか。まちづくりルールの中にも段階があって、例えば東北の被災地でも、集団移転先の家が、放っておくとめちゃくちゃな家が建って、今までの地域の景観を失ってしまうということで、デザインコードを作ろう、といった動きがあります。その中で、デザインコードを破った人がいたらどうなるのか、という点について、地区計画はもちろん、建築協定などはある程度拘束力があると思うが、そこまでいくとどうなのかな、ということもあります。そういうことも含めて、まちづくりのルールづくりをしていこう、ということだと思います。

杉山委員

現在あるのではなくて、小さな地区の単位の中で、合意形成をお互いに出してつくっていきましょう、ということですか。

座長（池田委員）

つくっていこう、ということだと思います。被災地でも、それをやろうといって、「やっついでいこう」となる地区と、「そんなものはどうでもよい」という地区があります。地区計画をつくらう、ということになると、再開発事業などが絡んでこないと、合意形成は難しいと思います。うちは区画整理はやらないけれども、建築協定で決まりをつ

くっていいこう、というところもあると思います。その点は復興の段階等にもよると
思います。あくまで合意が前提ですので、行政が押し付けるものではありません。

座長（池田委員）

みなさんが考えている間に、意見を言おうと思います。

まず、根本的な考え方もかもしれないし、単なる言葉づかいの問題かもしれませんが、
2 ページで、「発災後に策定する復興計画については、本計画を踏襲して策定します」
とあります。この「踏襲し」という部分が気になります。復興計画はもともと法的な
位置づけがあいまいな計画となっています。法的な裏付けがないにもかかわらず、復
興計画は、いったん決まるとそれに基づいて、都市計画事業もなされていきますので、
いつの間にか法定計画になっている、というちょっと不思議な計画です。そうした場
合に、2 点気になる点があって、もしこの計画を踏襲して発災後の復興計画を策定す
るとなると、それなりに重みがある計画となります。そうすると、この計画を策定す
際の住民参加は十分だったのか。今の段階で、市民公募の委員の方もいらっしゃい
ますし、パブリックコメントも求めるとは思いますが、それで十分かという、復興
計画をつくる際には、もっとちゃんと住民参加をして積み上げていくと思います。そ
のあたりのプロセスは来年度以降やるとは思いますが、だからプロセス編を先にやった
方がよいのでは、と言っていたのですが、つまり住民参加が十分ではないだろうとい
うことが1 点目です。2 点目が時間的経過です。策定した後、定期的に見直すという
規定はどこにも書いていませんので、もしこの計画策定後、10 年 15 年経った後に災害
が発生した場合、踏襲するには、社会的情勢が大きく変わっているということも考え
られます。以上の点から、「踏襲する」としてよいのか疑問があります。ただ踏襲しな
いとなるとこの計画はどのように活用されるのか、という点もあると思います。言葉
の使い方の問題であるとするならば、「復興計画策定の際の議論のたたき台とする」、
「復興計画策定にあたっての出発点とする」というような表現の方がよいように思
います。「踏襲する」ではきつい言い方ではないかと思えます。

2 点目としては、これはプロセスではなくて計画だ、という話ですが、震災の教訓
で挙げられているのは、ほとんどプロセスの教訓となっています。ですので、まず、
正しい復興計画策定のためのプロセスはこれだ、というものがあって、それに沿って
復興模擬訓練などをやりながら、そこに住民が参画して、それを積み上げていったら
計画になりました、というのが流れとしては美しいと思います。策定についてはいま
さらこの流れにできませんが、そういった流れの中で見直しをしていくべきだと思
います。BCM のマネジメントの部分、PDCA サイクルを回すという意味で、この計画に
も必要だと思います。

3 点目は、18 ページの「将来都市構造」の項目が、中身を見ると将来都市構造では
ない内容が記載されています。今拠点と位置付けているところで、被災すると機能が

落ちてしまうとか、市街地開発事業等をしていない地区は被害が大きくなるとか、将来都市構造ではなく、被災による影響のようなものが書かれています。例えば、今拠点と位置付けている地区が被災すると拠点機能が低下してしまうから、ここを重点的にやる、ということだと思いますが、ちょっと書き方が誘導的であると感じます。2つ目の市街地開発事業等をしていない地区は被害が大きくなる、というのは、では市内全域で市街地開発事業をするのか、ということになりますし、3つ目も同じく全域に都市計画道路を整備するのか、ということになります。将来都市構造は、上位計画として、原則都市計画マスタープランを踏襲するものだというのであれば、拠点はなぜ整備する必要があるのか、将来都市構造としては、拠点を整備して、そこに集約して、コンパクトにしていくということだと思えます。ではなぜ集約するのかといえば、インフラのメンテナンスコストをこれから賄っていけるのかということと、エリアが拡大したときに、人口が減少している中で、公共サービスがこれからも未来永劫できるのか、という点があります。拠点到集約して、公共サービスを維持する、まちを維持していく必要があるということです。集約の規模等によっては、再開発事業を実施することも手法として考えられます。そういったことをここに書くべきではないのかと感じました。

日野原委員

2ページで、現在検討している事前都市復興計画が、発災後の復興計画の基になりますということですが、読んでいくとつながっていく部分もあると思いますが、現在も、都市計画事業で道路を作ったり、土地区画整理でまちづくりをしたりということも、事前にできることかな、と思います。例えば、合意形成に時間がかかるのであれば、住民の方々と話し合う機会を作るなど、事前にできることもあるのではないかと思います。その辺りの記載が足りないように思います。何ができるのかは検討する必要がありますが、事後だけではなくて、災害の前にできることについて、踏み込んでも良いのかなと思います。

座長（池田委員）

有難うございます。まさにおっしゃるとおりだと思います。事前復興を一般の方に伝えようとする、何のことかよく分かりません、というのが第一の回答となるのですが、よくよく聞くと、事前復興は2つのイメージがあるようです。事前にプロセスなど、計画をある程度つくっておこう、という準備の意味合いと、事前にもできること・事前にやるべきことをやっつけておこう、という2つの受け取り方があります。発災後に初めて考えるのではなく、事前にできることがあると思いますので、この後者の考え方は私も重要だと考えますので、ぜひ記載してほしいと思います。

清水委員

18 ページの震災の教訓の中で、例えば東日本大震災では、災害ガレキが大量に発生して、色々なところで処理してもらったということがあり、これによって復興が遅れるということがあったと思います。災害廃棄物の処理とか、仮置き場の設定とかをどうするか、放射性のものまで心配する必要はないとは思いますが、そういうことの検討も必要だと思いますが、プロセス編の中に入るのでしょうか。

都市計画課 道倉 上席主事

ガレキ処理については、プロセス編の復興の流れの中で、大まかな記載はしますが、細かい処理の場所や手法については、地域防災計画の中で既に位置付けていますので、細かい内容については地域防災計画で記載する形とします。

座長（池田委員）

この計画自体が、都市計画マスタープランや、地域防災計画等、上位計画、関連計画を持っていますので、細かい内容についてはそちらを参照、という部分もあるでしょうし、実際の災害の際にはまた違った、ということもあるかもしれません。全部が全部この計画に記載しないということですが、関連付けは必要になると思います。

池野委員

9 ページに、旧耐震基準建築物の分布があり、事務所のある吉原中央駅周辺は耐用年数を過ぎているような建物が多く存在しており、災害が起こったらまずいだろうな、という感じはするのですが、ただ、民間の建物について、何か事前に補助的な対策をしておかないと、ここが危険であるというデータを示しているにも関わらず、ほら倒壊したでしょ、と言うのでは、事前の準備といえないのではないのかなと思いますので、そういったことに対して、行政的なアプローチはできないのですか。

座長（池田委員）

それも先ほどの意見と同じで、既にやっている部分もある。民間の住宅であれば、「TOKAI-0」のようなものがあるでしょうし、それ以外にも沿道の建物の耐震化といったものもありますか。わかりませんか。いくつかの補助制度はあります。「TOKAI-0」は平成 27 年度で一旦終了し、平成 28 年度以降をどうするかという議論が県の方で行われるようです。先ほどと同じく、どこまで細かく書くか、関連計画に記載があるのであればその関連性についての記載も必要だと思います。また、もう一步進んで、さらなる耐震化を進めた方が良く、ということであれば、前提とすべき課題、などとして、記載するということも考えられると思います。

池野委員

民間からのアプローチではなく、行政から強く進めて行けるようなものがあると良いように感じました。

座長（池田委員）

有難うございます。そういったことも必要だと思います。

遠藤委員

先日、屋外で看板が落ちて、人が重体になるような事故が発生しました。これから規制も厳しくなったり、持ち主の責任が問われたりすると思います。災害に強いまちとしては、こういった看板の落下も問題だと思います。建物の耐震だけでなく、屋外看板への規制なども、災害に強いまちづくりとして、加えていくべきだと思います。

座長（池田委員）

そうですね。屋外広告物等への対策も必要だと思います。そういったすべての事前の取り組みとこの計画とをつなげていくことを、計画の中でうまく記載する必要があると思います。

都市計画課 野毛主幹

先程もありましたが、こちらの計画は基本的には、災害が不幸にも起きてしまった後に、どのようなまちづくりを進めて行くか、という計画ですが、やはり災害が発生する前にもやれること・やるべきことがあると思います。それについては、復興プロセス編の中で、「ステップ0」のような項目で、発災前にやるべきことを整理していきたいと考えています。

座長（池田委員）

そうですね。事前と事後がふつつりきれていると、災害が起きるまで待っているのか、というようにも思えますので、事前と事後のつながりの見せ方も重要であるように感じます。

座長（池田委員）

考えている間に私の方から1点。20ページの「持続可能な市街地の形成」について、先ほどの将来都市構造のところ、こうしたい、ということが、都市計画マスタープランから逸脱しないかたちで書かれていますが、もう少し明確にその辺を記載しないと、持続可能な市街地の形成とあっても、どうすれば持続可能な市街地になるのかわ

かりません。さっき言ったようにインフラ維持のコストがこれから大きくなっていく、自治体の負担も大きくなっていくから、集約していかなければいけない、集約して、拠点ごとをつなぐことが重要で、そうしないと、人口減少とともに、行政コストの負担ができなくなって、ぼろぼろのまちになってしまう。集約しながらも、コストを落としながら、住民に対するサービスレベルを下げないようにするには、こうするしかないということだと思います。その辺りのことをもっと明確に書いても良いと思います。22 ページの「持続可能なまちづくり」にもつながります。

また、23 ページの「段階的な市街地復興」のところ、「時限的市街地の形成」とあります。段階的な市街地復興の意味は分かりますし、これはこれで良いとは思いますが、時限的市街地というのは、東京都などで、仮設住宅を建てるにしても土地がないような場所では、仮設の状態が長く続くと、これは仮設を言えるのか、ということで、時限的市街地という言い方をしているので、富士市の場合もこれでよいのか、疑問があります。意味合いとしてはローリングプランのようなものだと思うのですが、例えば築地市場を立て直す際に、初めにここを壊して、これを作って、仮設でこれを建てて、というように、現地で建て替える際に、そういった考え方が必要になります。市街地の場合も同じだと思います。中国のように、ここがだめだから違う場所に移します、ということができればいい考え方ですが。被災地で今問題になっているのは、仮設住宅が割としっかりした建物で、ここに住みたいという人も多く、最終的には払い下げるだろう、ということで、道路にかかっている出ようとしないため、まちづくりの支障となっています。ですので、仮設の段階でそういった支障のない、うまいローリングプランを考えようということだと思いますので、もう少し明確に書いてよいと思いました。

それから、復興地区区分の中で、復興重点地区では土地区画整理事業や市街地再開発事業を実施するというのは、阪神淡路大震災の直後ならこれも分かるのですが、東日本大震災を経験して、本当に土地区画整理事業が成り立つのか、ということがあります。みなさんご存知のとおり、あれは国費が100%だから区画整理をやっているのであって、そうでなければ絶対に成り立ちません。地価が上がるというスキームが成り立っていないので、地方では国費の割合が高くないとできません。未だに重点的に整備していくところは、コンパクトにしていくにも関わらず、土地区画整理事業しかない、というのは、新たな災害に備えた計画として本当に良いのか。東日本大震災を経験しても、まだ区画整理が成り立つと思っているのか、ということがあると思います。実際に今、埼玉県など様々なところで、都市計画決定して30年40年経っている地区を見直す動きがあります。これは本当に区画整理でできるのか、できないのであれば、都市計画決定を取り下げて、別の手法でやっていこうということを考えています。震災だけでなく、普通の状態でも考えていることなので、是非考えていかなければならない。ここが重点地区で、区画整理ですね、では、阪神大震災のときから一歩も進ん

でないように感じます。これこそ東日本大震災から学ばなければならないことだと思います。重点地区は拠点なので、迅速に取り組まなければならないということですが、ここで土地区画整理事業を行うと、これは大手術を行うようなものですので、当分は活動できないことになります。ダルビッシュではないですが、手術をすると1年間は棒に振ることになります。被災地で言われているのは、被害があまりなくて、基盤がそんなに未整備ではないのであれば、そこに全部集約すれば良いのではないか、という考え方が始めからあったけれども、実際には行われなかったものの、実態はそうになっています。土地区画整理事業の場所は何年もしないと入れないので、今すぐにも移れる、基盤が整備されていて、空きのあるようなところへ移ってしまっています。いざ土地区画整理を行って、ここに商店街をつくってくださいと言っても、店舗の人が戻ってこないということが起こってしまいます。それをもう一回繰り返すのか、ということがあります。基盤未整備で重要なところを探し当てて、ここは土地区画整理事業を行う、というようになっていますが、もともと基盤が整備されていて、そこに家を建てればよいくらいであれば、その方が早いので、そういったことも考える必要があります。この計画の中では決め打ちとはなっていないものの、選択肢としてあるのではないかと思いますので、それも考えていただきたいと思います。

竹村委員

今の先生の話で、何となくスキームが見えてきたのですが、ここに参加する時点の私の考え方では、とてもそんなレベルにはいっていませんでした。確かに、先ほどの設定イメージの評点とか、単純に設定自体に疑問点を持たざるを得ないというか、読み解けなかったもので、そういったシナリオが後ろにあるとすると、こういう評点もあるのかなと思いました。ただ、この拠点の考え方が、私的な利権よりも、より公的な部分が強いと感じます。スキーム自体の齟齬というものが、まず私にはついていけなかったもので、ここに入るまでの教育というか、こういったかたちで拠点の整備が大事であるとかを住民に対して教えていただけると、我々も公的な考え方を持って参加できると思います。

座長（池田委員）

そうですね。来年度から、震災復興まちづくり訓練というのがあるのですが、住民の方に参加していただいて、自分たちのまちが被災したとした時に、どうやって復興していくのかを考えて行きます。そのときには、いきなり区画整理と言われてもわからないと思いますので、区画整理とはこういうものだとかまず説明して、復興とは概ねこういったプロセスを踏むもので、区画整理をするととなると、時間がかかったり、住民全員の合意が必要となったりします。道路は広くなり、土地はきれいになるものの、時間がかかってしまうために、そこにいた人たちが外に出してしまう危険性もあります

が、まちはきれいに整備されて、もう一度災害が起こった際には安全性があります。ただ、コストも大きく、行政が負担するとなると、それが税金となって住民の負担にもなりますし、再開発事業などで民間のビルが建ったとすると、それが成り立っていないかなければならない。そういったいろいろな問題があるということを理解していただく必要があります。そういったことが分かった上でこの計画をみていただくと、また違った視点で、これは違うのではないか、これはこの方が良いのではないか、といった意見が住民の方から出てくるのではないか。それがベストであると感じます。

齊藤委員

事前都市復興計画のビジョン編を拝見いたしまして、交通環境・交通インフラについての内容が薄いように、率直に感じました。宮城・岩手・福島の被災3県の震災から1年3ヶ月後の状況というものがインターネットで取れましたので見たところ、1年3か月後の復興ニーズが高いものとして、住環境、教育・医療・介護の環境、交通網の復旧というのがありまして、この頃から人の流出が進んでいるという報告書でした。富士市の場合は、幸いにも津波の高さは6mだと聞いていますので、ほかの場所よりは被害が少ないのかなと想定してしまして、そうしますと、転入してくる人たちもいるのかなと、市民の感覚で思いました。東海地震がチャンスとは言わないが、もっと人が来ていただけるような、もっと良いまちになるのではないかと思いますので、交通環境が重要ではないかと思えます。都市計画マスタープランの10ページに、現在の交通の問題点があり、岳南鉄道やJR、新幹線と、多様な交通体系が形成されていますが、交通手段としては自動車が約71%となっており、過度に自動車に依存している状況にあります。一方で、鉄道やバスの公共交通はわずか4%にとどまっている、と書かれています。ですので、ビジョン編の6ページの富士市の現状等や20ページの住環境の復興に係る課題のところに記載があつて良いのではないかと思います。率直には、富士駅と新富士駅が統合したらすばらしいのではないかと思いますのですが、まちづくりに関わる人の足となるものなので、もう少し記載があつてよいと感じます。

都市計画課 野毛主幹

おっしゃる通りだと思います。道路が通っていれば、路線バスはすぐに通すことはできるのですが、鉄道は重要であると思います。第2次世界大戦の際に、広島に原爆が落ちて、広島路面電車がだめになったのですが、年内のわずかな期間で復旧して、路面電車が走り始めて、市民の方が復興の明かりを見たと言いますか、希望を持てたという話を聞いています。電車は民間の事業者のこととなりますが、この計画の中にも公共交通の視点も必要だと思いますので、中で検討させていただきます。

座長（池田委員）

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

有難うございました。本日の意見としましては、私の意見も含めて、全体的な枠組みとしてはこれでいきましょう。ただ、言葉づかいの問題や、プロセス編の中で事前の取り組みとのつながりを示していくということと、手法として、阪神大震災、東日本大震災踏襲型で大丈夫かということ、東京都の計画にひっばられているような表現があることや、持続可能なまちづくりの具体的な記載など、都市計画マスタープランから離れてまた検討するということはできないと思いますので、その辺との整合性をとりながら、詰めていただければと思います。

それでは、これで第3回市民懇話会の議事を終了させていただきたいと思います。何かあれば、事務局からお願いいたします。

4 閉会

都市計画課 中田統括主幹

池田先生、有難うございました。

本日、委員の皆様からいただいたご意見につきましては、事務局で検討させていただくほか、庁内の策定委員会等でも報告させていただき、復興ビジョン編として取りまとめていきますので、よろしく願いいたします。

最後に事務局からの連絡事項ですが、次回、第4回市民懇話会につきましては、新年度に入りますが、5月から6月頃の開催を予定しております。日程が決まりましたら、改めて通知させていただきますので、よろしく願いいたします。次回からは、復興の進め方について定めます、復興プロセス編について、ご意見をいただく予定となっております。

それでは以上をもちまして、富士市事前都市復興計画策定に係る「第3回市民懇話会」を終了いたします。皆様、大変お疲れ様でした。有難うございました。

以上